

## 佐伯市公共工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）について

約款第 25 条は、工事契約後に物価や賃金が大きく変動した場合に、請負代金を見直すための規定です。

平たく言えば「物価や賃金の大幅な変動によって契約金額が実態に合わなくなった場合に、公平性を確保するため契約額を調整する制度」です。

### 第 25 条の全体像

項目	内容	通称
第 1～4 項	賃金・物価全般の変動	全体スライド
第 5 項	鋼材・燃料など特定材料の急騰	単品スライド
第 6 項	急激なインフレ・デフレ	インフレスライド

---

#### ① 第 1～4 項（全体スライド）

契約から 1 年以上経過し、残工期が 2 か月以上ある工事で、労務単価・資材等が大幅上昇した場合です。

#### ② 第 5 項（単品スライド）

残工期が 2 か月以上ある工事で、特定の材料だけが異常に値上がりした場合です。

【例】鉄筋、H 鋼、軽油、アスファルト、生コンクリートなど。

#### ③ 第 6 項（インフレスライド）

残工期が 2 か月以上ある工事で、予測できない急激なインフレ・デフレが発生した場合です。

賃金上昇、鋼材高騰、燃料高騰、生コン高騰等が同時に発生した場合に材料だけでなく労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費も含めて見直します。

→ 工事全体の価格水準変動です。

---

### 受注者負担

全体スライド：残工事費の 1.5%

単品スライド：対象工事費の 1%

インフレスライド：残工事費の 1%

---

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (約款第25条第1項から第4項)	単品スライド (約款第25条第5項)	インフレスライド (約款第25条第6項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類、コンクリート類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (約款29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能